

実績評価書

平成19年8月

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 評価の対象となる施策目標 | 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと |
|--------------|-----------------------------|

1. 政策体系上の位置付け等

| | | |
|-------|--|--|
| 基本目標 | V | 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと |
| 施策目標 | 2 | 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援を行うこと |
| 施策目標 | 2-2 | 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと |
| 個別目標1 | 障害者への支援を図ること ※重点評価課題（障害者の職業訓練の充実） | |
| | (主な事務事業) ・ 障害者職業能力開発校の運営 ・ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 | |
| 個別目標2 | 母子家庭の母等への支援を図ること | |
| | (主な事務事業) ・ 母子家庭の母等の職業的自立促進事業 ・ 同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等（障害者等就職困難者）への職業訓練の実施 | |

施策の概要（目的・根拠法令等）

1 目的等：

①障害者への支援を図ること

障害者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的として障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮して職業訓練を実施するものである。

②母子家庭の母等への支援を行うこと

「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立及び障害者等就職困難者の職業訓練の受講促進を図ることを目的として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対して、個々の様態に応じた又は地域のニーズに合わせた機動的な「準備講習付き職業訓練」を実施するとともに、障害者等就職困難者に対して、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・指導を通じて職業訓練を実施し、訓練受講中に訓練手当を支給する。

2 根拠法令等：職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）

| | |
|---------|--------------|
| 主管部局・課室 | 職業能力開発局能力開発課 |
| 関係部局・課室 | |

2. 現状分析

障害者については、平成17年の障害者自立支援法の成立等に伴い、福祉から就労への移行が促進される中で、平成18年6月1日現在の民間企業の実雇用率は対前年度0.03ポイント改善し1.52%となっているが、平成18年度の新規求職申込件数は過去最高の103,637人となっており、障害者の就職促進を図るための手段として、職業能力開発を推進する必要性は高くなっている。

母子家庭の母等については、最近の経済社会の変化により、母子家庭の母及び生活保護受給者に対する自立支援が喫緊の課題となっているが、これらの者は、就労経験がないこと、就労経験が乏しいこと等から、職業の技能・知識を持たない場合又は職業に対する不安を抱く場合が多く、このことが自立可能な職に就くことを困難にしているため、その特性に配慮した職業訓練を実施し、職業的自立を支援することが必要である。

また、障害者等就職困難者の就職促進を図るためには、きめ細かな職業相談・指導を通じた職業訓練の実施が必要であるが、障害者等就職困難者の多くが不就業状態で経済的に不安定であるため、職業訓練受講中の生活の安定を図ることが必要である。

3. 施策目標に関する評価

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|---|---|---|------|------|------|------|
| 1 | 障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位:%) (60%以上/平成18年度) | 57.1 | 63.3 | 68.7 | 68.5 | 61.0 |
| (調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。 備考： ・指標は訓練修了3ヶ月後の就職率である。 ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定である。 | | | | | | |
| 施策目標の評価 | | 障害者職業能力開発校の修了者の就職率については、目標を上回る水準を維持しており、福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の効果的な支援策となっている。 | | | | |

4. 個別目標に関する評価

| 個別目標1 障害者への支援を図ること | | | | | | |
|--|--|------|------|------|------|------|
| 個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
| 1 | 障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位:%) (60%以上/平成18年度) ※施策目標2-2に係る指標1と同じ | 57.1 | 63.3 | 68.7 | 68.5 | 61.0 |
| 2 | 知的障害者の委託訓練修了者における就職率(単位:%) (38%以上/平成18年度) | — | — | 37.6 | 49.3 | 39.5 |
| 3 | 精神障害者の委託訓練修了者における就職率(単位:%) (36%以上/平成18年度) | — | — | 35.3 | 38.5 | 28.8 |
| 4 | 身体障害者の委託訓練修了者における就職率(単位:%) (30%以上/平成18年度) | — | — | 26.0 | 33.8 | 26.4 |
| (調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。 備考： ・アウトカム指標4の身体障害者は、身体・知的・精神障害のいずれにも該当しない障害者を含む。 ・指標2から4までの委託訓練は平成16年度からの事業である。 ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定である。 ・指標は訓練修了3ヶ月後の就職率である。 | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から） | |
| <p>障害者職業訓練については、職業訓練ニーズの少ない訓練科目を廃止するとともに、障害の重度化、多様化に対応した訓練科目の整備等職業訓練機会の拡大や訓練内容の充実を図った結果、就職率が61.0%（速報値）となり、障害者の就職促進を図るための手段として有効なものであったと評価できる。</p> <p>また、委託訓練については、現時点では速報値であり、前年度速報値と比較すると各指標とも同水準で推移しており、達成水準を満たす見込みである。ただし、障害者職業能力開発校における職業訓練と比較すると、精神障害者28.8%（速報値）、身体障害者26.4%（速報値）と就職率が低い状況にあるため、引き続き障害者雇用のニーズに対応した職業訓練を推進する必要があると考えている。</p> <p>※速報値については、平成19年8月中旬に確定値を把握予定。</p> | |
| （※太字部分については、重点評価課題該当部分） | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | 障害者職業能力開発校運営委託費 |
| 平成18年度 予算額 | 2,796百万円（補助割合：[国 /]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した職業訓練を行うため、国が設置した障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託する事業である。 | |
| 事務事業名 | 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 |
| 平成18年度 予算額 | 1,481百万円（補助割合：[国 /]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施する事業である。 | |

| | | | | | | |
|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 個別目標2 | | | | | | |
| 母子家庭の母等への支援を図ること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| 1 | 母子家庭の母等の職業的自立促進事業による訓練修了3ヶ月後の就職率（単位：%） （50%以上/平成18年度） | - | - | - | 55.2 | 62.4 |
| (調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ。 備考： ・平成17年度から開始された事業である。 ・指標1の平成18年度実績については、平成19年4月末現在の速報値である。 | | | | | | |
| 参考指標 | | | | | | |
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| 1 | 公共職業訓練受講者数（訓練手当支給者数）（単位：人） | 3,722 | 3,676 | 3,963 | 4,301 | 4,076 |
| (調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ。 | | | | | | |
| 個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から） | | | | | | |
| 母子家庭の母等の職業的自立促進事業については、就職のための準備段階としての準備講習と職業訓練をセットにした訓練を実施した結果、平成19年4月末現在の速報値 | | | | | | |

で目標を上回る就職率となったことから、本事業は、対象者の職業的自立支援を図るための手段として有効なものであったと評価できる。

また、障害者等の就職困難者については、公共職業安定所でのきめ細かな職業相談・職業指導を通じて、公共職業能力開発施設での職業訓練を実施し、訓練受講期間中の生活の安定を図るために訓練手当を支給して訓練受講の促進を図っているが、毎年度約4,000人規模の受講者数があり、就職困難者の受講促進が図られたといえる。

| | |
|---|---|
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | 母子家庭の母等職業的自立促進事業 |
| 平成18年度 予算額 | 777百万円（補助割合：[国 /]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対し、各自治体が自立支援の具体的な方法・計画を明確化して策定した「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う対象者に対して、民間教育訓練機関を活用し、個々の様態に応じた又は地域のニーズに合った機動的な「準備講習付き職業訓練」を実施する事業を都道府県へ委託して実施するものである。 | |
| 事務事業名 | 同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等（障害者等就職困難者）への職業訓練の実施（職業転換訓練費負担金（訓練手当）） |
| 平成18年度 予算額 | 2,448百万円（補助割合：[国 1 / 2]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：就職困難者が、公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県が訓練手当を支給する事業（国は費用の1/2を負担。）である。 | |

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他（ ）
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
「障害者の雇用の促進等に関する法律附帯決議」（平成17年6月28日 参議院）において、「三、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の個々の障害特性に応じてきめ細かな支援を行うことが必要な求職者が増大していることにかんがみ、適切な職業訓練の機会を十分確保する（略）こと。」「六、（略）精神障害者の職業能力開発を効果的に実施するため、職業能力開発校における職業訓練内容、カリキュラム、指導方法等を早急に確立し、普及させること。」「十九、就職の困難な重度障害者の職業訓練機会が狭められることのないよう、委託訓練の政策効果の評価に当たっては、障害の程度に応じた就職率を把握・評価する等、きめ細かな対応を行うこと。」とされた。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

(V-2-2)

「再チャレンジ支援総合プラン」(平成19年2月28日)において、「関係機関の連携による支援、職業訓練の充実等により、障害者の福祉的就労から一般雇用への移行を促進する。」とされた。

また、同プランにおいて「母子家庭の母の就労を支援する。」とされた。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

該当無し

④会計検査院による指摘

該当無し

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

該当無し

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

VI-5-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

VIII-1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること